

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 9 日
契 約 業 者 名	古郡建設(株)
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県深谷市稲荷町2-10-6
工 事 の 名 称	R7国道17号本庄道路神保原忍保地区改良工事
工 事 場 所	自) 埼玉県児玉郡上里町神保原町 至) 埼玉県児玉郡上里町忍保
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	本庄道路事業における本工事は、埼玉県児玉郡上里町神保原町から埼玉県児玉郡上里町忍保における護岸工事を行うものである。仮設工、作業ヤード整備工、幹線パイプライン防護工、作業土工、固結工などを変更対象として計上し、工期は、上記工種の増工により31日延長し、令和8年7月31日までとする。
工 期 (自)	令和 7 年 1 0 月 2 日
工 期 (至)	令和 8 年 7 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 6 0, 6 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 3, 2 1 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 8 3, 8 1 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 仮設工 護岸工において、当初は渇水期施工を予定していたが、現地確認の結果、河川内に常時流水が確認されたため、大型土のうによる締切りおよびポンプを設置して下流側へ迂回排水による水替工が増工となった。 2. 作業ヤード整備工(右岸、左岸) 護岸工において、右岸および左岸を施工する際に現況地盤に段差・凹凸、窪地等が多く、機械や資材の搬入またはダンプトラックの走行等に支障が生じたことから、作業の円滑化を図るため、周辺道路の高さに擦付けを行い、盛土にて作業ヤード整備を行った結果、増工となった。 3. 幹線パイプライン防護工 護岸工において、左岸側の川裏法尻付近に幹線パイプライン(φ1100)が埋設しており、協議の結果、施工に際し鋼材による防護をする必要が生じたことから、増工となった。 4. 作業土工 数量精査の結果、作業土工を増額とする。 5. 固結工 数量精査の結果、固結工を減工とする。 6. 工期 工期は、上記工種の増工により31日延長し、令和8年7月31日までとする。

（第２回）契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和　８年　７月３１日
契 約 業 者 名	古郡建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県深谷市稲荷町２－１０－６
工 事 の 名 称	R 7 国道 1 7 号本庄道路神保原忍保地区改良工事
工 事 場 所	自）埼玉県児玉郡上里町神保原町　至）埼玉県児玉郡上里町忍保
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	本庄道路事業における本工事は、埼玉県児玉郡上里町神保原町から埼玉県児玉郡上里町忍保における護岸工工事を行うものである。地盤改良工、護岸工、構造物撤去工、仮設工などを計上。 第１回変更では水替工、作業ヤード整備工、幹線パイプライン防護工などの増工を行い、第２回変更では地盤改良工、仮設工、防護柵工、共通仮設費の増工を行った。
工 期（自）	令和　７年１０月　２日
工 期（至）	令和　８年　７月３１日
変 更 前 の 契 約 金 額	１８３，８１０，０００円（税込み）
変 更 金 額	＋　　６，４９０，０００円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	１９０，３００，０００円（税込み）
変 更 理 由	１．地盤改良工 地盤改良工において玉石混じり砂礫地盤（Ag層）が確認され、当初設計の施工方法では適していないため、協議の結果、土砂ほぐし後に地盤改良工を施工するため、土砂ほぐし掘削・埋戻しを増工とする。 ２．仮設工 地盤改良工において玉石混じり砂礫地盤（Ag層）が確認され、当初設計の施工方法では適していないため、協議の結果、土砂ほぐしを行うために、建込み式簡易土留めを行う必要が生じたことから、仮設工を増工とする。 ３．防護柵工 事業用地内の立入防止として、防護柵を設置する必要が生じたことから、防護柵工を増工とする。 ４．共通仮設費 建込み式簡易土留めの増工により、仮設材運搬の増額及び施工形態動向調査（モニタリング調査）にかかる費用を追加したため、共通仮設費を増額とする。